

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

控訴審準備書面 2

(一審原告第2準備書面に対する再反論)

令和4年11月10日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

本書面では、一審原告第2準備書面に再反論する。括弧書きした頁と行の表記について、特にことわりがないものは、一審原告第2準備書面のものである。

第1 一審原告第2準備書面第1に対する再反論

- 1 一審被告らが「差別のために使われる道具である『全国部落調査』を拡散し、差別を助長した」(7頁12,13行目)事実はない。一審原告らは『全国部落調査』を差別の道具として公開していないし、差別もしていないし、差別の方法も示していない。

むしろ、一審被告らの主張と原判決こそが、『全国部落調査』に掲載された地名と、個人の住所地と本籍地を機械的に照合するという、差別の方法の「発明」(言い換えれば「でっち上げ」)である。一審被告ら敗訴という結論ありきで、一

審被告らが言ってもいなければ、世の中で行われているのかどうか定かでない、『全国部落調査』を差別のために使う方法を作り出し、「差別のために使われる道具」たらしめたのは、一審被告らと原判決である。

これは、一審被告らが言ってもいないし、ありもしない部落差別の方法を勝手に作り出して非難するという、「藁人形論法」(ストローマン)の最たるものである。

- 2 さらに、乙 196, 197, 198 によれば『全国部落調査』が公開された平成 27 年度と翌年度に同和問題に係る人権侵犯事件はむしろ減少しており、すくなくとも『全国部落調査』が部落差別を助長した事実はない。

なお、先述のデータがよほど解放同盟や法務省人権擁護局にとってよほど都合が悪かったのか、平成 30 年 12 月 27 日に法務省が「インターネット上に同和地区の地名を掲載することは差別」といった趣旨の依命通知(甲 352)を出し、人権侵犯の基準を変えてしまった。しかも因果関係を検証する上での「原因」の部分「結果」にすり替えるような変更をしたので、もはやデータが使えなくなってしまった。

- 3 いわゆる部落差別解消推進法で「部落地名リストが公開されることに対する弊害にも対処することが求められているのである」(8 頁 1, 2 行目)というのは一審原告らの独自の解釈にすぎない。

そもそも部落差別解消推進法についての与党での議論は『全国部落調査』が公開される前から始まっており、その時点で制定は規定路線である。その国会審議中に『全国部落調査』が公開され、国会審議でもそのことは議論の俎上に載せられたにもかかわらず、部落差別解消推進法に「部落地名リストが公開されることに対する弊害にも対処する」条文は存在しない。

これは、立法府での議論の結果、『全国部落調査』の出版を禁止するための法律は制定できなかったということであり、『全国部落調査』の出版禁止をする

原判決は、立法府の意思を超えたことを司法が脱法的に実現したものである。

- 4 「一審被告らは個人の権利救済を行うことを旨とする司法制度について全く理解していない」(8 頁 3, 4 行目)というが、一審被告らが理解しているからこそ「プライバシー権を侵害され、原告となりえる人は限定されている」等の(8 頁 7 行目)一審原告らの主張や、「地名がプライバシー」であると強弁した原判決が、不当なものとなる。一審原告らは驕り高ぶって、一審被告らを見下している。

部落の地名は、そこに住所や本籍地を置く人のプライバシーであるということが原判決の趣旨なのだから、全ての権利者を特定することは事実上不可能であるし、住所や本籍地はいくらでも動かせるのだから、「原告となりえる人は限定されている」ことにはならない。

原判決は「個人の権利救済」を単なる名目として、事実上は、わいせつ物の規制のような、本来は法律で定めるべき情報の流通を阻止しようとしており、司法制度の本旨を逸脱したものである。

- 5 「原告となっていない人や原告部落解放同盟に加盟していない被差別部落出身者からも、『全国部落調査』の出版を危惧し、一審被告らを非難する声は多数上がっている」(8 頁 12 から 14 行目)証拠は存在しないし、そのことを「一審被告ら自身が原審でその事実を認めている」(8 頁 14 行目)という認識はない。「一審被告ら自身が原審でその事実を認めている」というのであれば、どこでどのように認めたのか示されたい。

「一審原告らがお金をコントロールしているかのような主張は一審被告らの妄想である」(8 頁 21,22 行目)というが、これは妄想ではなく、司法制度が個人の権利救済を行うことを旨とすることと、原判決の内容から論理的に導き出される結論である。

原判決は「地名がプライバシー」という論理をベースとしており、そのような考

え方は通常人の感覚ではあまりにも非常識であり、そのような論理で今後訴訟を提起するのは一審原告らあるいは解放同盟関係者以外にいるとは考えにくいし、顕著な事実として 2016 年から始まっている訴訟に解放同盟関係者以外の参加はなく、同様の訴訟が提起された事実もない。ラムザイヤー教授の論文(乙 762 の 1)によれば部落出身者は少なくとも 100 万人を超えるのだから、一審原告らの主張どおりであれば、一審被告らに対してさらなる提訴が行われるはずである。このことから、「原告部落解放同盟に加盟していない被差別部落出身者」が『全国部落調査』の出版を危惧しているものではないことは明らかである。

また、一審原告片岡明幸は『部落解放 2019 年 9 月号』において「人権問題において当事者の氏名や地名を公表する場合は、必ず次の原則にもとづいたものでなければならない」といって、「本人、または集団が希望していること」等が地名を公表する要件であるといい、「部落だけではなく、ハンセン病であれ、アイヌであれ、LGBTであれ、人権問題で個人情報を公表する場合には、公表する者の資格が問われる。これまでその人権問題にかかわったこともなく、またその人権問題の解決のためになにがしかの貢献をしたことのない者には公表する資格はない」といっている(乙 802 46, 47 頁)。部落の地名について文字通り「本人や集団が希望する」ことは確認のしようがないし、後者に至っては、結局は「解放同盟の承諾なく部落の地名は扱ふな」ということである。

すると、原判決が一審被告らに対して『全国部落調査』の出版を禁止する一方、一審原告らに対しては『全国部落調査』の出版を禁止しておらず、仮に今後一審原告らが『全国部落調査』の内容を公表しても誰も異議を唱えないし、訴訟のリスクもないことは明らかである。これらのことから、原判決の事実上の効果は、部落の地名に関する情報や議論を一審原告らのコントロール下に置くも

のであるという結論に行き着く。この論理に対して一審原告らは理論的に反論できないために、「妄想」という言葉でごまかして逃げている。

- 6 「部落差別がこれまで存在してきたこと、遺憾ながら現在もなお存在している」(8 頁 24 行目)というが、現時点まで『全国部落調査』が原因となった部落差別の事例は確認できておらず。そもそも「部落差別」とは何かという定義の問題はあるにしても、一審原告らが言うような「部落差別」が世の中にまん延しているような状態ではないことは明らかである。

さらに、原判決が言うような、地名を住所や本籍地と機械的に比較するような「部落差別」は原判決が新たに「発明」したものであって、「これまで存在してきた」ものではない。

- 7 ラムザイヤー教授の被差別部落に関する論文について、「学術的価値を認めることはできない」というが(9 頁 6 行目)というが、ラムザイヤー教授を批判する阿久澤麻理子らこそ、乙 680 で示した通り一審原告らと利害関係がある御用学者(ラムザイヤー教授は乙 762 の 1 の論文で goyo gakusha と書いている)であって信頼に値しない。

いずれにしても一審原告らが認める通り「国内外の学者からの強い批判がある」(9 頁 3, 4 行目)のであれば、なおのこと学術的な価値があることを証明している。学問は学者同士の批判によって発展していくものであり、批判がされるということはそれだけラムザイヤー教授の論文に価値がある。価値がなければ批判すらされないはずである。『全国部落調査』が公表されたことでラムザイヤー教授の論文が書かれ、それに対する批判が生じたのであるから、まさに『全国部落調査』の公表は学問を発展させたのである。例えば、量子力学は非決定論を支持したニールス・ボーアと、それを批判したアインシュタインの論争により発展した。強い批判があるから学術的価値が認められないという一審原告らは、

学問とは何かという根本を理解していない。

ラムザイヤー教授の研究が「客観的な資料に基づかず、社会科学の基礎的な研究方法に則ったものではない」と言える根拠は示されておらず、一部の「御用学者」らが、仮処分や終結していない裁判の途中で違法認定されている『全国部落調査』を使っているからけしからん、と言っているだけのことである。『全国部落調査』が客観的な資料であることは間違いなく、政府の外郭団体であった中央融和事業協会による真正の資料であって、その真偽が問題とされたり、学術的価値が否定されたりしたこともない。ラムザイヤー教授の研究が『全国部落調査』に依拠しているから学術的価値がないという一審原告らの主張には根拠がなく、論理性もない。例えば情報工学の分野では 1994 年に米国 RSA 社の企業秘密であった RC4 暗号方式が不正に漏洩し、それが広く普及してインターネット上の暗号通信が発展したということがあった。著作権法違反で摘発されたものの最終的に無罪となった顕著な冤罪事件である Winny も、ソフトウェアが通信する上での暗号方式に RC4 を使っていた。このように法律上の判断と、学問上の正しさは全く別問題である。

ラムザイヤー教授は平成 30 年に旭日中綬章を受賞しており権威ある学者であり、日本法研究では司法関係者では知らない者はいないほどである。このことは、まさに裁判所にとって顕著な事実と言って過言ではない。しかも、ラムザイヤー教授は本件訴訟の当事者と利害関係はなく、日本国籍を持たないから、日本国政府の政治的なしがらみとも無関係である。ラムザイヤー教授の研究に学術的価値が認められないのであれば、もはや本件に関連して信頼に値する学識経験者は存在しないことになる。

一方で、阿久澤麻理子は一審原告らの意に沿わない見解を出せば職を失いかねない立場にある。

それにも関わらず、原判決はラムザイヤー教授を無視して御用学者の阿久澤麻理子の自説を採用したので、ラムザイヤー教授の意見書(乙 761)と、さらに上質な翻訳(乙 762 の 1, 762 の 2)を提出した次第である。ラムザイヤー教授が、学識経験もなく政治的な力も持たない一民間人に過ぎない一審被告らのために意見書を書いたのはよほど思いがあつてのことである。この期に及んで、ラムザイヤー教授を貶めることは、世界に対して日本の司法の恥を晒すことであると言っても過言ではない。

一審原告らも原判決も、一審被告らに何の学位も肩書もないからと言って見下し、『全国部落調査』の学術的価値について一笑に付したため、引っ込みがつかなくなっているのである。

- 8 「関西電力幹部の金品授受問題」(乙 763 の 1, 763 の 2)「津市相生町自治会長事件」(乙 740 の 1 から 743 の 6、乙 765 の 1, 765 の 2、乙 767 の 1, 767 の 2、768)「松岡克己(原審の原告番号 46)の横領・公金詐取」(乙 745,747,748,749,750,751)「熱海市伊豆山土砂災害」(乙 764 の 1 から乙 764 の 2)について、一審原告らは「事実関係の真偽は明らかになっておらず、何よりも本件訴訟とは無関係である」(9 頁 8, 9 行目)という。

少なくとも「松岡克己(原審の原告番号 46)の横領・公金詐取」については、本件訴訟の一審原告が行ったことであるし、一審被告らは事実関係の真偽を明らかにする乙 745,747,748,749,750,751 等の証拠を提出しており、それに対して一審原告松岡克己は反論をしていない。

そして、原判決も一審原告らが「部落の地名がプライバシー」という趣旨の強弁をするのは、部落差別の実態があるからだとしている。それならば、部落問題が関係している前述の 4 つの事件は本件訴訟と大いに関係がある。仮に関係がないのであれば、原判決や一審原告らが主張する部落差別の実態なるもの

も、本件訴訟は無関係ということになる。

部落差別があると言うが、部落問題について自由な情報共有、議論ができない実態があり、そのことが部落問題を利用した反社会的行為を助長しており、原判決や一審原告らの主張はそれらをさらに悪化させるもの(ラムザイヤー教授が指摘する「差別の自己補強」)だというのが一審被告らの主張である。4つの事件はそれを現在進行系で証明しているものであり、本件訴訟の争点に大いに関係がある。

- 9 「一審被告らは「私人間の意地」や「私怨」に基づいて、差別助長行為を行っているというのかもしれないが、一審原告らは具体的な権利侵害が存在しており、これ以上被害を広げないために本件訴訟を提起している」(9頁12から14行目)というが、原判決も『全国部落調査』によって一審原告らに具体的な権利侵害が生じたことは認めておらず、プライバシー侵害という名目で具体性のない形式的な権利侵害を認めただけである。具体的に生じてもない損害を賠償せよということは、民事訴訟の趣旨を逸脱している。

第2 一審原告第2準備書面第2に対する再反論

- 1 「裁判官が、年度途中で、玉突き人事などによって急に異動になることがありうることは公知の事実」(10頁4,5行目)というが、単なる年度途中ではなく、証人尋問が行われているまさにその最中で、裁判の終局が近づいているタイミングでの交代は極めて不合理である。

一審被告らの主張を「謀略論的な単なる憶測」(10頁6行目)というが、背景がどうであれ、本人尋問の途中という極めて不合理なタイミングで裁判官の効果があったのは揺るがし難い事実である。それだけで憲法76条3項の裁判官の独立に反する事実である。

第3 一審原告第2準備書面第3に対する再反論

- 1 「一審被告らは原判決が今なお部落差別が残存していることを認定したことに
対し、様々な理由をつけて論難している(控訴理由書「第3」の1から5)。しかし
原判決は一審被告らが主張するような「甲12号証、甲360号証、甲14号証」
にのみ依拠して部落差別が残存していると判断した訳ではなく、それ以外にも
広範な書証や事実経過を基礎として部落差別の実情につき判断している(15
頁13から19行)とするが、具体的にその「部落差別」とは何なのかと
言えば、その後に触れられている通り「『復刻版全国部落調査』記載の地名とある個人
の現住所・現本籍とを照らし合わせる」(10頁22,23行目)という珍妙な手法な
のである。「広範な書証や事実経過」に『全国部落調査』を個人の現住所・現本
籍と照らし合わせる事が部落差別の手法だということは一切出てこない
ので、まさに原判決は新しい部落差別の方法を発明したものである。
- 2 一方で、一審原告の基準であれば間違いなく本件訴訟開始時の本籍地
および最初の住民登録地が『全国部落調査』に掲載された地名である一審被告
宮部について(そのことは乙80,170により証明している)、一審被告代理人は「あ
なたはいわゆる一般地区とされている地区の御出身ですよ」(令和2年9月
28日付、宮部龍彦に対する本人尋問の本人調書37頁10行目)と発言してい
る。「一審被告宮部は一般地区出身か」ということの真偽はともかく、一審原告ら
は戸籍や住民票から部落出身を証明できないことを自白している。

また、一審被告宮部が実際に戸籍謄本を提出して、被差別部落出身者である
かどうか判別するように求めたのに、一審原告らは答えられなかった(原審に
おける一審原告準備書面3(2017年6月26日)の14頁15行目から15頁8
行目)。

結局、戸籍で被差別部落出身者が判別できるという言説は単なる「印象」に過ぎず、裁判上の判断の基礎になるような「事実」ではない。

「一審被告らの主張のように「戸籍から部落出身者かどうか判別できない」のであれば、なぜ、法務省は壬申戸籍を公開禁止にしているのか。なぜ、行政書士などによる戸籍等の違法・不正な取得が今なお続いているのか」(13頁17から19行目)については不知であるが、強いて言えば間違った「印象」が広まっているからとしか言い様がない。そして、原判決のように裁判所が、裁判の当事者でさえ想定していなかった、住所と本籍を機械的に照合するという極めて不合理な方法を発明することがあるのだから。法務省が誤った措置を取ったとしても全く不思議ではない。

仮に企業が『部落地名総鑑』ないしは『全国部落調査』を就職差別のために買ったとしても(13頁23,24行目)、いざそれを目にすると、具体的に就職差別をする方法は分からないということになる。『全国部落調査』によれば部落は全国に5,000箇所以上あり、その地名は広範囲に及ぶのだから、もし企業の採用担当者が応募者の住所や本籍を『全国部落調査』と照合すると、「同和地区出身者」と判断される者があまりにも多く、その行為の無意味さに気がつくはずである。

一方で、「地名がプライバシー」と強弁するために、住所と本籍を機械的に照合する部落差別の方法を発明して、それを是正することなく押し通し、法律上の判断のベースとした原判決は、『部落地名総鑑』買った企業の行為よりも劣るものであり、近代国家の司法機関の行為として恥ずべきものである。

原審で一審原告らのいう「部落差別」なるものは、「被差別部落出身者」とは誰なのかという初歩的な部分で論理破綻をきたしている。それでも「地名はプライバシー」と強弁するために尋問途中で裁判官を交代するという暴挙を犯して

まで、一審原告らも一審被告らも想定していなかった、部落差別の方法を発明したということが、原判決の本質である。

第4 一審原告第2準備書面第4に対する再反論

- 1 「原審の判断は、本件地域一覧が一審原告らのプライバシーに係る情報であると判示していない」(14頁24行目、15頁1行目)という一審原告らの解釈は誤りである。

原判決別紙2には、本件地域一覧とは、『全国部落調査』等に掲載された各府県別部落調査等であることが明記されているし(原判決28頁6から8行目)、例えば原告1については「本件地域一覧の「栃木県」の欄の公表により、原告1のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる」(原判決28頁21, 22行目)と明記されている。

原判決は「ある個人の『住所又は本籍が本件地域内にあること』」をプライバシーと判断しているのであって、地名がプライバシーに係る情報だと書かれているわけではないと一審原告らは言いたいのかも知れないが、『全国部落調査』等だけで「ある個人の『住所又は本籍が本件地域内にあること』」を知ることはできない。それにも関わらず、原判決は結果的には本件地域一覧を公表したことをもって違法行為とし、損害賠償を認めている。そのため、原判決を、本件地域一覧が一審原告らのプライバシーに「係る」情報ではないと判断していると解釈することは困難である。

一審原告らの反論は、些末な言い回しの違いを指摘しているに過ぎず、原判決は実質的に本件地域一覧そのものが一審原告らのプライバシーに係る情報と判断したものである。

- 2 「ある地域名をインターネットで公言すると、その地域に本籍地を置くだけの面

識がなく名前さえ知らなかった人から賠償金を要求されても、それは正当な行為となる」(一審被告控訴理由書 10 頁)などということはない」(15 頁 8 から 10 行目)と一審原告らはいうが、本件訴訟と原判決自体がそれそのものである。実際、一審被告らにとって、大部分の一審原告らに対して面識がなく本件訴訟が提起されるまで名前すら知らなかった。原判決自体が、ある地域名をインターネットで公言したら、その地域に本籍地を置くだけの面識がなく名前さえ知らなかった人から賠償金を要求され、それは正当な行為とされた事例である。

そして、同和地区の地名を口にしたことを差別だと言って金銭を要求する、えせ同和行為は現に存在している(乙 767 の 1, 乙 767 の 2)。

確かに地域名を言っただけで賠償金を請求されるということは常軌を逸しているが、一審原告ら自身が常軌を逸した請求をしている渦中にいるために感覚が麻痺しており、自身らの主張や原判決の異常さを自覚できていない。

- 3 原判決の本質は「地名がプライバシー」ということであり、部落の地名を公言すれば、そこに住所や本籍を置く者から賠償を請求されるということである。そのような行為は脅迫にも強要にも当たらず、警察も介入できず、「被害者」は金銭を支払って泣き寝入りするしかないということである。

これらが一審被告らによる誤読だというのであれば、原審の証人尋問等でことさら部落の地名を隠したのはなぜなのか。本件訴訟の記録のうち部落の地名に閲覧制限がかけられているのがなぜなのか。一審原告らが書面で部落の地名を秘匿するのはなぜなのか、説明がつかない。

結局、一審原告らも、原判決をした裁判官も、部落の地名を公言すること自体がプライバシー侵害で違法行為であり、その地に住所や本籍を置くものから賠償を請求され得ると考えているのである。

一審原告らは、原判決が異様で異常であり、極めて社会的に弊害の大きいも

のであるという事実から目をそらし、誤魔化そうとしている。「地名がプライバシー」と言ってしまうと、広範囲に悪用が可能であり、単に可能性の問題だけではなく乙 767 の 1, 乙 767 の 2 のような事象が実際に存在しているのであるから、今後また繰り返されることは明らかである。

- 4 「成文法が明示には存在しない分野について、既存の法解釈やこれまでの裁判例の集積から一定の判断を導くことこそ、裁判所が判決を下す際の大切な役割であって」(15 頁 11 から 13 行目)というのは一審原告らの持論に過ぎない。原判決は単なる当事者間の利害調整に留まるものではなく、実質的には国民の権利を制限し、義務を課すものであり、本来は成文法で明示すべきことを裁判所が代行した、法治主義に悖るものである。

仮に一審原告らの主張どおりだとしても、原判決は「成文法が明示には存在しない分野」ではなく、立法府が成文化できなかったことを勝手に実現したものであるし、「地名がプライバシー」と判断したような「既存の法解釈やこれまでの裁判例」は存在していない。

特に、本件訴訟とほぼ同時進行系で、国会がいわゆる「部落差別解消推進法」制定の議論をし、本件訴訟に関係する事柄も議論の俎上に載せられたのに、成文法に部落の地名を公表してはならないと明示されることはなかった。このことから、原判決は立法府がやろうとしてできなかったことを、裁判所が「地名がプライバシー」と強弁して超法規的に代行したものであることは明白である。原判決は、部落問題が関係すれば法治主義が通用しないということを司法機関が証明したものであり、これもまた「差別の自己補強」そのものである。

第5 一審原告第 2 準備書面第 5 に対する再反論

- 1 「一審被告らは一審原告の意見陳述が自らの主張と同旨であるかのように援用

するが(一審被告控訴理由書「第 5」の 3. ただし、いかなる点で同旨なのかは明瞭ではない)、もちろんのこと一審原告の主張は一審被告らと同旨である訳がない(16 頁 7 から 9 行目)という点について、「いかなる点で同旨」かについて詳しく説明すると、一審原告らも住所や本籍地で差別の対象となる、いわゆる同和地区出身者かどうか判断できないことを自白しているということである。

最初の本籍地と住所地が全国部落調査に掲載された地名である。一審被告官部に対して一審原告代理人が「あなたはいわゆる一般地区とされている地区の御出身ですよね」(令和 2 年 9 月 28 日 宮部龍彦証人の本人調書 37 頁 9, 10 行目)と発言している。

住所や本籍地で差別の対象が判断できるなら、一審原告代理人がこのようなことを言うはずがない。この点について、一審原告らは何の反論もしていない。

また一審原告片岡明幸は騎西町上崎(現在の加須市上崎)全体が部落ではなく住んでいる人全員が同和地区出身ではないと自白している(令和 2 年 8 月 31 日 片岡明幸証人の本人調書 26, 27 頁)。一方、『全国部落調査』と『同和地区 Wiki』には上崎との記載しかなく、明らかに地名により同和地区出身を判別することは不可能である。

- 2 「原判決が個別原告に関する事実認定の根拠として明示している公正証書(甲 344 号証)には、一審原告らの住所を定めた時期や戸籍における地名情報が記載された時期について、いずれも 2015 年以前である旨が明記されている(16 頁 19 から 21 行目)という一審原告らの主張について、そうであるとしても公正証書から読み取れるのは住所や本籍地について 2015 年以前の時点のものであるということだけである。

2016 年以降は空白期間となっており、一審原告らの本件訴訟提起の時点と現在の住所と本籍地が本件地域一覧の地名であるかどうかは分からない。訴

訟提起の時点あるいは本件訴訟で問題とされる行為が行われた時点を基準にすればよいのに、なぜわざわざ空白期間を作るように公正証書が作られたのか、不可解である。

- 3 また、原判決の趣旨によれば、後で住所または本籍地を変更することで、今後の本件地域一覧の該当部分の公開を差し止める権利があると読み取れる。
- 4 さらに、甲 344 号を精査したところ、そもそも公正証書の内容の真実性につき不審な点がある。

訴外小宮晴樹陳述書(甲 472)には「原告 201 は、居住地の変更をしているのでプライバシー侵害にあたらない、と判断されました。原告 201 が移転したのは、家族が病気になって福岡の病院に入院し一日の多くの時間の付き添いが必要になったために、やむを得ず居住地の変更をしていますが、裁判の途中までは「ウェブサイトに掲載された住所又は本籍」に居住していました。本人は、よもや県ごと佐賀県が差し止めから除外されるとは思わなかったので、住所を変えましたが、そんなことがわかっているのなら住所を変えなければよかったと言っています」(甲 472, 2 頁 8 から 14 行目)と書かれている。

もし、甲 344 号が提訴時の住所・本籍を基準としているのなら矛盾しており、甲 472 の内容の真実性に疑いがある。

- 5 また、令和 4 年 10 月 3 日に新たに提出された公正証書(甲 490)を含めて、本訴訟に提出された公正証書は違法なものである。また公正証書を作成した公証人が一審原告らと利害関係がある。これらについては準備書面 4 で詳述する。

第6 一審原告第 2 準備書面第 6 に対する再反論

「自分自身の応訴態度や訴訟において記録を第三者に流布した」(17 頁 10 行

目)というが、もとより訴訟は公開が原則であるし、一審被告らは一審原告らの住所氏名までも第三者に流布した事実はない。

一方で本件訴訟は事実上集団対個人の訴訟であり、一審原告らは訴訟の内容を何万人と会員を擁する全国的な組織に把握される状態になっている。控訴審でも嚴重な警備がされていることから分かる通り、法廷の内でも外でも一審原告らは一審被告らよりも圧倒的に弱い立場である。

「一審被告らが「著名」とする部落についての立証は自らが単に行わなかった」(17 頁 14,15 行目)というが、原審では具体的にどの部落が一審原告らと関係があるのか立証されていない。中村裁判官はその必要性を認識していたが、裁判官の交代もあって、不当にも一審被告には立証の機会が与えられなかった。

原審が地名単位での検討を怠り、合理的な理由もなく都府県単位での判断をしたことは、裁判官の判断を推察するまでもなく、原判決自体から分かることである。

第7 一審原告第2準備書面第7に対する再反論

「全国の部落を網羅した地名リストであり、就職差別や結婚差別で大いに利用された「部落地名総鑑」の「原典」を名乗って売り出されようとした」(18 頁 8 から 10 行目)というが、『部落地名総鑑』が就職差別や結婚差別で大いに利用された事実も、具体的にどのように就職差別や結婚差別に利用できるのかも、証明されていない。また、売り方や名目が問題だというのであれば、原判決主文7にある通り「放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。)等の一切の方法による公表をしてはならない」と命じる理由がない。

「隣保館の所在地がそのまま部落所在地を示すものでもない」(18 頁 11 行)と

いうが、それを言うのであれば、『全国部落調査』はなおのこと、そのまま部落所在地を示していない。しかし、隣保館は同和対策事業で建設される施設であるから、少なくとも付近に同和地区指定された地区があるのは確実であるし、その世帯数まで類推させるものである。

実際、一審原告片岡明幸は『人権・同和問題の基礎知識 埼玉編』に「同和地区の所在地を調べようとする差別的な意図をもった人間がその視線で眺めれば同和地区の目印になるかもしれない」(乙 799 389 頁 2, 3 行目)と書いており、隣保館が同和地区特定の目印になることを自白している。「隣保館の所在地がそのまま部落所在地を示すものでもない」というのは、それらの施設を設置した政府や、設置を推進した運動体としての責任を回避するための、あまりにも白々しい言い逃れである。

さらに、同和対策の公営住宅であれば、その居住者であることから行政が認定した「同和関係者」までもが個人単位で分かる。

本来、情報はその内容により評価されるものなのに、一審原告らは、その情報が一審原告らにとって都合がよいかどうかで評価し、出版禁止等をする理由を場当たり的に後付けしている。

第8 一審原告第2準備書面第8に対する再反論

「全国の被差別部落をリストにした『全国部落調査』を公開しなければ、研究や政策妥当性の判断のために被差別部落の所在や分布を調査する必要がある場合に資料を利用することができなくなるわけではない」(18 頁 23 行目から 19 頁 1 行目)という一審原告らの主張に対しては、ラムザイヤー教授の論文(乙 262 の 1)が強力な反証である。『日本の被差別民政策と組織犯罪: 同和対策事業集結の影響』は、一審被告らが『全国部落調査』を公開しなければ世に出

ないものであった。

また同じくラムザイヤー教授による『アイデンティティ政治の発明について:日本における被差別部落民』(乙 762 の 2 翻訳文)の 6 頁目では、部落問題の研究が政治的に偏向しており、犯罪組織との関係を持っていた原告解放同盟らによって研究の自由が妨げられていたことが書かれている。従って、研究や政策妥当性の判断のためなら資料を出来るという一審原告らの主張は虚偽であって、一審解放同盟らに都合の悪い研究をする場合は、部落問題に関する資料を自由に利用することはできないか、現に一審原告らがラムザイヤー教授に対して行っているように研究自体が不正であるという不当な非難を受けるのである。

『全国部落調査』が差別に利用されるという原判決や一審原告らの言説は、ただの憶測か、それ自体が偏見に過ぎない。しかし、『全国部落調査』が差別に利用できるものという根拠は無く、それどころか『全国部落調査』を公開してこそ部落問題に関する自由な研究が促進されたことが、ラムザイヤー教授の論文によって、もはやこれ以上ないほど明白に証明されている。

第9 一審原告第 2 準備書面第 9 に対する再反論

原判決を「「同和地区の場所を明らかにすること」全てをプライバシー侵害であるとする判断を示したわけではな」い(19 頁 17,18 行目)と解釈することはできない。

本書面の第 4 の 3 で先述したとおり、もしそうであるなら、原審以降、法廷内での陳述や訴訟記録の閲覧についても、ことさら部落の地名が秘匿されている理由を説明できない。また、原判決が『全国部落調査』の出版禁止対象部分の一部の抽出も禁じた理由が説明できない。

原判決は「部落の地名はそこに住所や本籍を置く者のプライバシーである」と判示したと解釈せざるを得ず、乙 767 の 1, 乙 767 の 2 のような行為にお墨付きを与えるものである。

一審原告らは、原判決の危険性に気づいているからこそ、原判決の本質から目をそらさせるために、その場限りの解釈をしているに過ぎない。

第10 一審原告第 2 準備書面第 10 に対する再反論

原判決を「本件人物一覧の各項目(住所、電話番号、職業など)の一つとして「部落解放同盟への所属」について検討しているのであって、たとえば、新聞記事において、部落解放同盟の役職者がその肩書きで講演をしたり、意見表明をしたりする場合のことにについて判断を示しているわけではない」(20 頁 17 から 20 行目)とは解釈できない。

仮に人物一覧ではプライバシー侵害で、その他の意見表明に伴うものであればそうではないと言えるのであれば、例えば原告 2 のように自らの解放同盟での役職をインターネット等で公にしている者について原判決がプライバシー侵害を認めなかった理由を説明できない。人物一覧であればプライバシー侵害という論理であれば、本人がインターネット等で公表していようと、人物一覧はプライバシー侵害だという判断でなければ矛盾している。

原判決の論理構成の根本は、「解放同盟に所属しているから同和地区出身者と認識される」というものである。つまり、解放同盟の所属を明らかにすることは同和地区出身者を明らかにすることを同一のものとし、通常 of 政治的団体等とは違った特別な判断をしている。原判決は同和団体に対して特殊な扱いをし、同和団体の悪用を助長し、差別の自己補強をしている。

第11 一審原告第2準備書面第11に対する再反論

「部落解放同盟関係人物一覧」について、「それらの情報を本人自らが掲載するとか、掲載を認めたとかいう事情もありえず、一審被告らの弁明は不合理である」(21 頁 14, 15 行目)というが、原判決によれば実際に一部の一審原告らは自らインターネット上で同様の情報を発信しており、それらに対しては権利侵害が認められていない。その他の掲載された情報の多くも何らかの形で公になっていたものである。そして、現に一審原告らに被害は生じていない。

むしろ一審原告らが平成 28 年 3 月 26 日の時点で削除要求の意思を示さなかったことが不合理であって、一審原告らの追加の措置を待った一審被告らの行為は何ら不合理なものではなく、違法性もない。

ところで、ウェブサイトの削除を求めた仮処分命令申立書は平成 28 年 4 月 4 日で横浜地方裁判所相模原支部に提出されており、その決定が出されたのが平成 28 年 4 月 18 日である。裁判官でさえ一審原告らの削除要求を認めるべきかの判断に 14 日を要しており、これは一審被告らが「部落解放同盟関係人物一覧」の存在を知った平成 28 年 3 月 26 日から、一審被告官部の呼びかけにより実際に削除される同年 4 月 9 日までの期間と同じである。このことから、一審被告らによる対処に時間を要したことは、不合理とは言えない。

第12 一審原告第2準備書面第12に対する再反論

「差別主義者」という言葉は「挨拶程度の言葉に過ぎない」などという一審被告らの主張はさらに一審原告らを侮辱するものである」(22 頁 8 から 10 行目)というが、侮辱ではなく事実の提示に過ぎない。

一審原告片岡明幸が自白している(令和 2 年 8 月 31 日 片岡明幸証人の本人調書 34 頁)通り、乙 549 のように、一審被告らが差別行為をしていると書か

れているものを、組織内や各地の隣保館に配布しているように、とにかく都合が悪いことは「差別」にこじつけるのが部落解放運動の様式である。

また、一審原告片岡明幸は自らの著書(乙 799)や一審原告らが関係する雑誌(乙 800, 801)、一審被告宮部の実名を出して批判しており、法廷外で言論を戦わせることは、一審原告片岡明幸自身が事実上承諾していることである。

なお、原判決は一審被告らが「差別行為」をしているとは認定していない。

第13 一審原告第2準備書面第13に係る追加の主張

原判決が「原告らにおいて、被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に参与していたと考えたとしてもやむを得ないというべき」と判断していることについて、追加の主張をする。

本件訴訟の前にされた本件地域一覧に係る仮処分(乙 1, 乙)は一審被告三品に対しては認められておらず、本件人物一覧等ウェブサイトに係る仮処分(乙 772)は一審被告宮部に対してだけ申し立てられている。従って、一審原告らは一審被告三品が無関係であることを十分に認識しており、それにもかかわらず一審被告三品を本件訴訟に巻き込むことで、過度に一審被告らに負担をかけさせる意図があったと認めるのが相当である。

第14 一審原告第2準備書面第14に対する再反論

1 第14 1について

(1) 第14 1(1)(24, 25頁)について

一審原告らのうち、誰が国会議員か地方議員の公職にあるか、あったかについて、一審原告らは、原判決で認定されているかどうかを答えている。

これらについて一審被告らは不知であるし、原審でも明らかにされていな

いので、この際、原判決とは関係なく、事実として、一審原告らのうち、誰が国会議員か地方議員の公職にあるのか、あったのか、釈明を求める。

(2) 第 14 1 (2)(24, 25 頁)について

「一審原告らは、「部落解放同盟関係人物一覧」という差別を助長する特定のリストへの掲載が違法であると主張しているのであり、抽象的な政治家に関する情報公開の違法性を主張しているわけではない」(25 頁 22 から 24 行目)というが、一審原告らの主張はともかく、原判決は「プライバシー権」をベースとしているのであるから、憲法 21 条 2 項の観点と、政治家という職業上の特性を考慮すべきである。

特に政治家であれば、インターネットに限らず電話帳や紳士録等で連絡先を調べられて、面識のない者から連絡を受けることは職業上受忍すべきである。また、どの団体に属しているかということも有権者の関心事であり、それが広く知られることも受忍すべきである。本件の場合、住所連絡先役職などが不正に取得されたという事情もないので、「部落解放同盟関係人物一覧」でプライバシー権を侵害されたことにはならない。

過去に政治家であった者についても、一度公職にあった以上は、国民は在職時の行為の影響を受け続けるのであるから、住所連絡先役職等に関心を持たれるのは受忍すべきである。

2 第 14 2 について

(1) 第 14 2(1)について

一審原告らの反論は意味のないことである。一審被告らの主張は、原判決は実質的に「同和地区出身者と結婚すると同和地区出身者となる」という不合理で、それ自体が差別的な判断をしているということである。

「無限定に「特定の人物が親族であること自体はプライバシーではない」と

しているわけではない」(26 頁 20, 21 行目)というが、一審被告らもそのように理解している。しかし、原判決は配偶者が部落解放同盟関係者(原判決が言うところの実質的な同和地区出身者)である場合に限りて特殊な判断をしており、なおのこと不合理で差別的である。

さらに単純な疑問として、原判決は、例えば「夫が侮辱されたから妻が慰謝料をもらう」「妻が侮辱されたから夫が慰謝料をもらう」というようなもので、そのような論理を認めた法律も判例も一審原告らは知らない。部落差別に関係することだから認められるのであれば、「部落民を馬鹿にしたら一族が押しかけて金銭を請求される」といった風評を裁判所が具現化したようなもので、これもまた差別の自己補強というほかない。

(2) 第 14 2(2)について

「解放同盟員だから同和地区出身者ということが間違いであるということはおくとしても、同和地区出身者の配偶者なら差別の対象となると取られるような判断は、いわゆる結婚差別をする者の発想と同等であって、そのような誤った考えを司法が追認することに等しい」という一審被告らの主張に対して、一審原告らは曲解だと言うのみで具体的な反論をしていない。

一審原告らが「無限定に「特定の人物が親族であること自体はプライバシーではない」としているわけではない」と理解しているとおり、原判決は解放同盟関係者を同和地区出身者と見なして、「限定的に」差別的な判断をしたのであって、一審被告らの解釈は何ら間違っていない。

原判決は、住所地や本籍地を部落の地名と照合するという「同和地区出身者」の判別方法を発明したのみならず、同和地区出身者と結婚すれば被差別民になるという概念までも発明した。

3 第 14 3, 4 について

原判決にしても、一審原告らの主張にしても、電子化されたデータは計算機で容易に自動処理が可能だという基本的なことを理解しておらず、インターネット上のデータをまるで一昔前の図書館の図書を閲覧するような感覚で理解している。

Google 等のサーチエンジンにしても様々な機能があり、例えば特定のサイト内に絞ってデータを検索することもできる。

「例えば、Google 等のサーチエンジンで一審原告らの氏名を検索して、解放新聞和歌山版(乙 639 等)や、地方公共団体の平成 15 年 5 月 7 日の会議録(乙 663)に到達することなどおよそ不可能である」(28 頁 13 から 16 行目)というが、到達可能であるからこそ一審被告らが見つけて乙号証として提出できたのである。

「ホームページ」の下の階層にある情報であっても、サーチエンジンで検索できる可能性は変わらないし、前述のサイト内検索を使えば、特定の「ホームページ」の下の階層に絞って検索することも容易である。

「原判決で公開を禁じられた別紙ウェブサイト目録の各ページはいずれもホームページより下の階層にあり、原判決の判断は均衡を欠いている」という一審被告らの主張に対し、「ウェブサイト「同和地区 Wiki」に公開する旨を示現舎のホームページに掲載しており(甲 19)、積極的な情報拡散活動を行っている」(30 頁 14, 15 行目)等というが、それが理由になるなら、出版等禁止ではなく情報拡散活動等を禁じれば足りるのであって、やはり原判決は均衡を欠いている。

4 第 14 5 について

PC のウェブブラウザであれば CTRL キーと F キーを同時に使えば簡単にページ内をキーワード検索可能であるし、スマートフォンでもメニューからページ内検索を選べば同じことができる(乙 782)。このようにページ内検索はごく一般的

な機能である。

それでもなお「一審原告らの氏名等を「ブラウザのページ内検索で探す」など想定できない」(31 頁 15 行目)であれば、「同和地区 Wiki」の「部落解放同盟関係人物一覧」に書かれた情報であっても容易には見つけ難いことになり、原判決は均衡を欠いており、同じインターネット上の情報をダブルスタンダードで評価している。

5 第 14 6 について

「「第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載」との原審判示は、一審原告が自ら解放同盟所属を公開しているわけではないこと、過去の一時点での記事であってアクセスが容易ではないことを強調する意味」(32 頁 19 から 22 行目)というが、甲 456 によれば、原審の途中で原告 179 の名前を伏せるように変更されており、一審原告らが内容を変えられるようなものであったことを一審原告らが自ら証明している。また、アクセスが容易ではないなら一審原告らが名前を伏せるように変える理由もなかったはずである。

6 第 14 7 について

一審被告らの主張は、「限られた読者層を対象とするもの」は公知ことではないという趣旨の判断をする一方で、限られた読者層を対象とする書籍の出版を禁止するのはダブルスタンダードだということである。

「本件書籍目録の読者層が限定されているとする一審被告ら主張の論拠は不明である」(33 頁 16, 17 行目)というが、一審被告らは具体的に書籍目録3『小林建治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会 5 年のあゆみ』のことを言っており、これは明らかに全国部落解放協議会の内輪向けの書籍であり、書店等で広く販売された事実もないので、明らかに読者層が限定されている。

7 第 14 8 について

一審原告らは「2018年(平成30年)1月1日に施行された著作権法は一審原告らにおいて確認できない」(34頁8,9行目)と言い、趣旨としては法の不遡及を言いたいのであろう。それであるならば、一審原告らが言及し、原判決の判断材料の1つとされた「部落差別の解消の推進に関する法律」も平成28年12月16日に制定されたものであり、本件訴訟の提訴後の法律あって、一審被告らが確認できるものではない。

そもそも原判決の論理構成の大部分は明文化された法律によるものではなく、法律の解釈によるものである。とすると、提訴後に制定された法律であっても、判決までの間に法律の解釈をするためのベースとなる事実として大いに関係がある。

著作権法の改正により紙の書籍をインターネット上で検索可能にされたことは、グーグルブックスの登場や国立国会図書館の電子化書籍の充実といった世の中の趨勢という事実関係の1つである。

インターネット上で過去の書籍の内容が検索可能になりつつある現在において、公に出版された書籍に掲載された情報と、インターネット上の情報の検索しやすさを区別した原判決は、時代遅れのものである。

8 第14 10 について

一審原告らは「解放新聞(乙639)等は、テキスト検索ができないPDFであり、一審被告らの主張は明らかに誤っている」(35頁12,13行目)というが、明らかに誤っているのは一審原告らであり、乙639はサーチエンジンによるテキスト検索で発見できるものである(乙783)。

おそらく、一審原告らは乙639の解放新聞和歌山版がテキスト情報を含まないPDFから検索できないという趣旨の主張をしているのであろうが、画像だけのデータからテキストを読み取るOCR(光学文字認識)は20年以上前から存

在する技術である。当然、グーグル検索もそのことに対応しており、テキストの埋め込みがされていない PDF や文字を画像にしたものも、検索可能である。

一審原告らは決定的に知識が不足しているか、自分らに都合の悪い技術は存在しないことにしている。

9 第 14 11 について

一審原告らは「原告番号 180 の氏名をサーチエンジンで検索したとしても、地方公共団体の 2003 年(平成 15 年) 5 月 7 日の会議録(乙 663)に到達することは不可能であり、審被告らの主張は明らかに誤っている」(36 頁 4 から 6 行目)というが、実際は簡単に到達可能であり(乙 784)、明らかに誤っているのは一審原告らである。

他の一審原告らの主張や原判決の事実認定の信頼性も問われるので、一審原告らが「到達することは不可能」と判断した根拠を示されたい。

以上